

## どんぐり銀行 DB ポイント制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、どんぐり銀行活動（以下「本活動」という。）の活性化を目的に DB ポイント制度を実施するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) どんぐり銀行活動 どんぐり拾い（預金）をきっかけとして、子どもを中心とした県民に森林に親しんでもらう活動。
- (2) 預金者 どんぐり銀行にどんぐりを預け入れた者。
- (3) D（ドングリ） どんぐり銀行の貨幣単位で、小ドングリ（コナラ・アラカシ・ウバメガシ・マテバシイ等）は 1D、大ドングリ（クヌギ・アベマキ）は 10D で、1 回当たり預入限度額は 5,000D までとなっている。
- (4) DB ポイント券 どんぐり銀行払い戻しグッズの一つで、その意匠は別途定めるものとする。
- (5) 協賛店舗等 本活動の趣旨に協賛し、DB ポイント券の利用者に各種サービスを提供する事業者等及びその店舗又は施設をいう。
- (6) 協賛ステッカー 協賛店舗等が本活動に参加している旨を掲示するためのものをいい、その意匠は別途定めるものとする。

(協賛店舗等登録の手続き等)

第3条 本活動に協賛しようとする事業者等は、どんぐり銀行協賛申込書（様式第1号）によりどんぐり銀行事務局（以下「事務局」という。）に申し込むものとする。

- 2 事務局は、前項の規定による申込みを受けたときは、サービスの内容が本活動の趣旨にそぐわないと認める場合を除き、協賛店舗等として登録を行い、申込者に対して協賛店舗等ごとに協賛ステッカーを交付する。
- 3 協賛店舗等は、第1項の規定による申込内容を変更しようとするときは、あらかじめ、どんぐり銀行協賛内容変更届（様式第2号）により事務局に届け出なければならない。
- 4 事務局は、前項の規定による届出があった場合において、変更しようとするサービスの内容が本活動の趣旨にそぐわないと認めるときは、協賛店舗等と協議の上、サービス内容の変更を求めることができる。
- 5 事務局は、協賛店舗等が前項の規定によるサービス内容の変更に応じないときは、協賛を取り消すことができる。
- 6 協賛店舗等は、第1項の規定による協賛を中止しようとするときは、どんぐり銀行協賛中止届（様式第3号）により事務局に届け出なければならない。
- 7 協賛店舗等は、協賛ステッカーの取扱い及びサービス内容の周知に関し、次の各号について留意しなければならない。
  - (1) 協賛ステッカーを DB ポイント券の使用者が見やすい位置に掲示すること。
  - (2) DB ポイント券の使用者が分かりやすいように、サービス内容を任意の方法により協賛店

舗等内に掲示するよう努めること。

(3) サービス内容を変更したときは、速やかに協賛店舗等内の掲示内容を変更すること。

(4) 協賛を中止したとき又は取り消されたときは、速やかに協賛ステッカーを撤去すること。

8 事務局は、協賛店舗等について店舗等の名称、所在地及びサービス内容をとりまとめ、ホームページ等により広く県民に周知するものとする。

9 事務局は、第3項及び第6項の規定による届出を受けたときは、速やかにホームページ等の周知内容を変更しなければならない。

#### 附 則

この要領は、平成28年5月27日から施行する。